## 店舗の概要

店舗の名称:		

## 店舗の構造

	面積	床の材質	天井の材質	照度 ※2	換気設備
店舗	m²			ルクス	
医薬品倉庫	m²			ルクス	
その他 ※1	m²			ルクス	
計	m²	※1:医薬品以外の売場、	医薬品以外 (記録等)	の倉庫、事務室、更衣	室、便所等を指す。

┛ ※2:薬事監視員が立入調査時に照度を測定するため、申請時は空欄でよい。

## 医薬品の陳列・貯蔵

医薬品区分	陳列・貯蔵設備 (該当するものに印)
	□ 陳列区画に侵入できない措置
要指導医薬品	□ 鍵をかけた陳列設備
	□ 購入者が直接手の触れられない陳列設備
第1類医薬品	□ 陳列区画に侵入できない措置
	□ 鍵をかけた陳列設備
	□ 購入者が直接手の触れられない陳列設備
指定第2類医薬品	□ 情報提供設備から7m以内
	□ 鍵をかけた陳列設備
	□ 陳列設備から1.2m以内の範囲に購入者が侵入できない措置

## 設備・器具等

情報提供設備	か所		
冷暗貯蔵設備	有 ・ 無 ・不要	鍵のかかる貯蔵設備	有・無・不要

•	特定販売のみを行	う時間帯がある場合のみ必要な設備	
	] デジタルカメラ	□ インターネットに接続されたパソコ	コン □ 店舗内の固定電話及び電話回線

_	坦示坳	<del></del>	ミコタヨ・日子 フェ の かり	(準件でもて)、てものに口	١
	揭不物、	义 <del>吉</del> 、	記録様式その他	(準備できているものに印)	)

- □ 「店舗の管理運営に関する事項」の掲示 □ 「要指導医薬品、一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項」の掲示 □ 従事者区別のための名札 □ 店舗の管理に関する帳簿(業務日誌)
- □ 医薬品の譲受・譲渡に関する記録
- □ 要指導医薬品及び第1類医薬品の販売・授与の記録
- □ 要指導医薬品等の適正販売等確保のための指針
- □ 要指導医薬品等の適正販売等のための業務手順書
- □ 法令遵守体制に係る各種規程や記録